

合理的配慮って何だろう？

「合理的配慮」とは、障害のある方が社会に存在するさまざまなバリア(障壁)に直面したときに、過度な負担とならない範囲で、個々の状況に応じて解決を図るための調整を行うことです。

いろいろな場面での合理的配慮の提供例

飲食店



(ご相談) 聴覚に障害のある方に対して、これまではメニュー表への指差しで注文を行っていただいていたが、ご自身の要望をもっと伝えたいとご相談を受けました。

(対応) これを機にお店として筆談ボードを導入したことで、味付けなどについて、ご自身の要望を伝えることができるようになったと喜んでいただきました。

病院



(ご相談) 車いすをお使いの方から、受付や会計を行う際、通路が狭いので、待合室から窓口へ移動することが大変とのご相談がありました。

(対応) この患者さまをお呼びする際には、待合室の椅子のところへ職員が伺い用件を伝えるとともに、会計などの対応も待合室にいなから行えるようにしました。

学校



(ご相談) 視覚に障害のある方(弱視の方)から、これまでのテスト問題では、印刷された文字が小さくて、読むことができないとご相談がありました。

(対応) その方に対しては、拡大文字を使ってテスト問題を作成しました。また、状況に応じて、拡大鏡などの補助具を使用できることとしました。

職場



(ご相談) 当店で雇用している精神に障害のある方から、1時間以上連続して業務を行うと強いストレスを感じてしまうとご相談を受けました。

(対応) 職場の状況やご本人の希望などを踏まえ、改めて業務内容を見直すとともに、休憩時間の配分を調整し、1時間おきに休憩できるようにしました。

ここがポイント！

令和2年4月に施行された日野市障害者差別解消推進条例では、障害のある方から申し出があった場合、合理的配慮を提供することが事業者には義務付けられています。合理的配慮の提供は、障害のある方の特性や状況などに応じて、提供の可否も含めて対応を変更・調整したり、サービスの提供を行うことで平等な機会を保障するものです。もしも、申し出があった対応が難しい場合には、提供する側がその理由を丁寧に説明し、別の方法の提案も含めて、柔軟に対応していくことが必要です。

合理的配慮を行うために掛かる経費を助成しています！

市では、市内の事業者が障害のある方に対して合理的配慮を提供するために掛かった経費の一部を助成しています。障害のあるなしに関わらず、誰でも行きやすいお店を増やすことを目的としています。詳細は障害福祉課(☎042-514-8991)へお問い合わせください。

種別	内容例	助成金額	助成率
工事・修繕	段差解消工事、手すり取り付け工事など	最大20万円	3分の2
物品購入	筆談ボードの購入、点字メニューの作成など	最大3万円	10分の10

助成金を利用した店舗を紹介！(令和4年11月18日時点)

エリア	店舗名	所在地	助成金で導入したもの
高幡	高幡まんじゅう 松盛堂 池田屋	高幡15-11 2階	筆談ボード、コミュニケーションボード
	高幡まんじゅう 松盛堂 京王高幡SC店	高幡128-5 京王SC内	
	高幡まんじゅう 松盛堂 工場店	高幡15-11 1階	
	高幡まんじゅう 松盛堂 不動産店	高幡733	
	珈琲はうす あんず村	高幡3-23 YSビル2階	筆談ボード
Café De Dango	高幡145		
旬彩趣酒 羊の羽	高幡150		
日野	サカエヤ茶楼	大坂上1-30-14	筆談ボード、点字メニュー
	中国家庭料理 麒麟坊	日野本町4-5-5 HSビル1階	
	BAR&DINING RiverSide	新町1-19-1 ボナールレジデンス2階	
	PATISSERIE LUPIN	日野本町3-12-1 ロサンハイム1階	
豊田	健康麻雀 ニューグリーン	多摩平1-11-11	段差解消工事

“誰にとってもやさしいまち”
を目指して

令和4年(2022年)12月号

問い合わせ先

日野市健康福祉部障害福祉課

〒191-8686 日野市神明1-12-1 ☎ 042-585-1111 代表

〈直通☎〉042-514-8991 〈FAX〉042-583-0294 ✉ syogaif_suisin@city.hino.lg.jp